

令和2年6月30日

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

副理事長 福崎 博孝 様

株式会社長崎銀行

営業統括部

担当：中村 徳賢

## 回答書

拝復 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和2年3月3日付の貴信による「プレミアエース規定」に関するお申入れについて、下記のとおりご回答申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 「プレミアエース規定」第13条1項⑦号の削除について

長崎銀行としては、本条項がただちに消費者契約法10条に違反しているものとは考えておりませんが、顧客本位の観点から、「プレミアエース規定」より本条項を削除いたしました。

#### 2. 消費者が借主となりうる他のローン契約の対応について

今回、他のローン契約についても同様の見直しを行い、「相続の開始」のみを理由とした期限の利益の喪失の条項を削除いたしました。

以上

# プレミアエース規定

私(以下「借主」といいます)は、株式会社長崎銀行(以下「銀行」といいます)と当座貸越契約を締結するについて、次の各条項を承諾します。

## 第1条(保証会社の選択)

借主は、銀行が決定した保証会社の保証に基づき借入するものとします。

### 第2条(契約の成立、取引口座の開設等)

- 本契約は借主から銀行カードローン申込書の提出を受け、銀行が承諾したときに成立します。ただし、借主がこの取引を開始するために、銀行所定の手続が必要となります。
- 借主は本契約に基づくカードローン取引(以下「取引」といいます)を行うにあたって、この取引専用のカードローン口座(以下「取引口座」といいます)を開設するものとします。
- 第2項の取引口座のほかに、その還済口座として借主名義の普通預金口座(以下「返済用口座」といいます)を指定します。

### 第3条(取引の方法)

- この取引には借越貸付貸と、小切手、手形の振出あるいは受け取りを行わないものとします。
- この取引は、銀行からローン専用カード(以下「カード」といいます)が交付されるものとします。この取引は、カードまたは銀行所定の請求書を使用して行なうものと、当行が認めた場合に限り、借主が、銀行所定の方法による届出により指定した借主名義の普通預金口座(以下「指定口座」といいます)に当座貸越の代わりに金を入金するうる銀行に依頼し、銀行が指定口座に対して当座貸越代わりに入金する方法があります。カードを使用して取引を行う場合、現金自動支払機等は預入支払機(以下「自動支払機」といいます)の取扱いについては、別に定めた「キャッシュカード規定」によるものとします。

### 第4条(貸越限度額)

- この取引には貸越限度額と、小切手、手形の振出あるいは受け取りを行わないものとします。
- この取引は、銀行がカードローン専用カード(以下「カード」といいます)が交付されるものとします。この取引は、カードまたは銀行所定の請求書を使用して行なうものと、当行が認めた場合に限り、借主が、銀行所定の方法による届出により指定した借主名義の普通預金口座(以下「指定口座」といいます)に当座貸越の代わりに金を入金するうる銀行に依頼し、銀行が指定口座に対して当座貸越代わりに入金する方法があります。カードを使用して取引を行う場合、現金自動支払機等は預入支払機(以下「自動支払機」といいます)の取扱いについては、別に定めた「キャッシュカード規定」によるものとします。

### 第5条(新規貸植の停止)

- 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合は、契約期間到来前ににおいても銀行は、書面による通知なしに、いつでも新規貸植を停止するものとします。

  - 第13条第1項または第2項の事由があるとき。(期限の利益喪失事由)
  - 第13条によれば貸越限度額が超過され、かつ新たな貸越限度額を超える貸越残高があるとき。
  - 家庭裁判所の審判により、補助・保護・後見が開始されたとき。
  - 第19条第1項ないし第4項の引当金を戻さないとき。
  - 保証会社が新規貸植停止または貸越限度額の制限の申出を受けたとき。
  - 銀行または保証会社が借主について債務整理を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたとき。
  - 金融苦渋の変化、その他の原因の引当金があるとき。

- 当座貸越の新規利用が停止されている間も、返済は第9条(約定返済等)、第10条(返済方法)の定めにより行なうこととします。たゞ、期限の利益を喪失した借主については一括で返済するものとします。

### 第6条(契約期間)

- この契約の期間は、この契約を開始した月から1年後の翌年の末日までとします。ただし、借主のご利用状況に応ずる銀行の審査により貸植及び保証会社に認められた場合、さらに1年間の期間を更新し、以後も同様とします。
- 第1項に拘らず、この契約については、原則として満了5年(九ヵ月カード保証区分は満了70歳)の最終契約期間を経て契約期間の延長は行なわないものとします。ただし、銀行及び保証会社が認めた場合は、この限りではないものとします。
- この契約が新規貸植停止となる場合は、銀行はいつでもその契約を解約できるものとします。
- 契約後1年以上、一度も貸植登録しなかった場合、銀行はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、銀行は借主に書面にて通知するものとします。
- 期到来前にこの契約を解約する場合、または前項により銀行がこの契約を解約し貸越元利金がある場合には、貸植元利金および利息・損害金を含む。の全額を即時に返済するものとします。

### 第7条(貸植金利券、保証料、損金)

- この取引の貸植利率は、銀行所定の貸植利率とします。保証会社所定の保証料は貸植金利に含めるものとし、銀行又は保証会社に支払われるものとします。貸植金利の支払いを遅延した場合には、当該保証料は銀行が代わって保証会社に支払われるものとします。
- 銀行は、銀行所定の基準により、一般に適用される貸植利率を借主に対して後述し要更することができるものとします。また、借主に対する貸植利率を優遇した場合には、銀行は借主に通知することなくいつでもその優遇を中断または優遇を変更することができるものとします。
- 第4条によれば貸越限度額が超過され、または貸越された場合には、返済しくらいは借越時の賃貸死元金の貸植利率および貸植利率の増加額の範囲内における貸植利率が引上げ、詳しくは下記げられることがあることをあらかじめ承諾します。この場合、新たな条件について借主に通知するものとします。
- 固定金利の貸植利率は、変更しないものとします。但し、金利融資勢の変化その他事由がある場合には、銀行によって一般に適用される程度のものに変更することができます。変更にあたってあらかじめ銀行の本支店へお問い合わせください。
- 貸植金利(保証料を含む)は、付利100円とし、毎月の約定返済日(毎月15日とする。ただし、銀行の休日の場合は翌営業日)までに当座貸越残高または預金残高(以下「約定返済等」といいます)までの貸植金利を銀行所定の方法により当座貸越残高に組み入れるものとします。
- 貸植元利金の返済を遅延した場合の損害金の利率は、元金に対しても年14%(年365日の場合)とします。ただし、貸植利率が年14%を越える場合は貸植利率(年365日の日割計算)をもって適用利率とします。

### 第8条(費用の支払)

- 次の各項に掲げた費用は、借主が負担するものとし、約定期にかかるわざま普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書に基づいて、返済用預金口座から支拂うとのうえ、支払いにあてるに同意します。
- 印紙代。
  - 公正証書費用に要した費用。
  - 保管書等支払費用に要した費用。
  - 送達費用等に要した費用。
  - その他の借主または保証人に对于する権利の行使または保全に關する費用。

### 第9条(約定期決済等)

- 約定期に約定返済金を返済するものとします。約定期返済金は前月約定返済後の貸越残高に応じて下記のとおりとします。

前月約定期後の 貸越残高	20万円以下	20万円超 50万円以下	50万円超 150万円以下	150万円超 200万円以下	200万円超 300万円以下
約定期返済金	5千円	1万円	2万円	3万円	4万円
前月約定期後の 貸越残高	300万円超 400万円以下	400万円超 500万円以下	500万円超 600万円以下	600万円超 700万円以下	700万円超 800万円以下
約定期返済金	5万円	6万円	7万円	8万円	9万円

- 第1項にかかるわざま、当座貸越残高と貸越利金の合計額が約定期返済金に満たない場合はその合計額を返済するものとします。
- 任意返済等により約定期返済金より貸植金利が多い場合は第1項の約定期返済金を超えて貸越利金を返済するものとします。
- 約定期返済金の返済が延滞した場合は、約定期返済元金に第7条第6項で算出した掛け金を加算した金額を返済するものとします。
- 約定期返済金の返済が延滞している場合は、新たな貸越はできないものとします。

### 第10条(返済方法)

- ATM方式での場合は、当行および当行と提携している金融機関のATMによりカードにて直接返済する方法。この方法による場合、前月約定期返済日の翌日から約定期返済日の前日までに、第7条(約定期返済等)に定めた約定期返済金を直接返済するものとします。ただし、次回の約定期返済日(1月30日)未満の場合が含まれる場合は約定期返済金と利息を精算する場合は、当行窓口にて返済するものとします。
- 自動引落式での場合は、  
  - 銀行における借主名義の普通預金口座(総合口座を含む)を返済用預金口座として約定期返済としにより返済する方法。この方法による場合は、銀行は約定期に普通預金・総合口座通帳及び同払戻請求書によらず、返済用預金口座から支拂うとのうえ、毎回の返済にあてるものとします。
  - 万一、返済用預金口座に返済金の預入が生じた場合には、銀行は預入後いつでも前項と同様の取扱いがかかるものとします。
  - その他銀行が認める方法。

### 第11条(任意返済)

- 第9条による約定期返済のほか、借主は隨時に任意の金額を返済できるものとします。
- 第1項の任意返済は、第1項の第2項の自動引落によらず、カード、返済用預金口座通帳、自動支払機等を用いて取引口座に直接返済することに限り行なうものとします。
- 第1項にかかるわざま、任意返済後に当座貸越残高または貸越利金がある場合は、引替金第9条による約定期返済を行なうものとします。

### 第12条(反社会的勢力の排除)

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力團構成員、暴力團關係企業、暴力團屋等、社会運動等団体等(以下「暴力団等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団等が暴力を支配していると認められる関係を有すること。

②自己、自社社員は第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

③暴力団員等が常習的に実質的に闘争していると認められる関係を有すること。  
④役員または会社に常勤的に行なっている者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

⑤借主は、自らまたは第三者を用いて次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを誓約します。

①暴力的な要求行為。  
②法的な責任を越えた不當な要求行為。  
③取引に關して道義的言論をしましては暴力を用いる行為。  
④風説を流布し、偽計を用ひながらは暴力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務妨害する行為。  
⑤その他前各号に準ずる行為。

⑥手形の割引を受けた場合、債権が暴力団員等(第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する場合は、全部の手形について、銀行の請求によって手形面記載の金額の買戻債権を負い、直ちに弁済すること)の手形を履行するときは、買手は手形所持人としていっさいの権利行使をすることができます。  
⑦前項または第13条第2項第4号の規定の適用によって、債権が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。  
⑧また、買手の損害が生じたときは、債権者がその責任を負います。  
⑨第3項の規定により、既に償清のさせなされたときに、本約定は失効するものとします。  
⑩上記第1項から第5項までの各項は、債主がすでに買手に交付し交換していると認められる融資契約にも適用されるものとします。

### 第13条(期限前の全額返済義務)

- 次の各号の届出が一つでも生じたことを銀行が知った場合は、銀行からの通知がなくともこの契約による債務全額について期前の債務を負い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

①返済を遅延し、翌年の返済日までに元金利(損害金を含む)を返済しないこと。

②住所変更の届出を怠ったことなど借主の責めに帰すべき事由によって手形面記載の金額の買戻債権を負い、直ちに弁済すること。

③仮差押、仮封、差押等は競売の申立てを受けたとき、支払の停止、破産、民事再生の申立て、または廃業(特定調停を含む)の申立てを行なったときは清算金にいたと看做す。

④借主が公室会報を滞りなく、登録を受けたとき、土木は保全差押を受けたとき。

⑤借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止先分を受けたとき。

⑥保証会社から保証の届出、または本契約による債務全額について期前の債務を負い、直ちにこの契約による債務全額を返済しないと看做す。

⑦銀行に対する債権の届出を行なったとき。

⑧申込書記載事項において事実に反する申告が判明したとき。

⑨仮引当手引し(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合は、同条第2項各号の規定のとづいて明示的・明瞭的・明白の申立てを受けること)。

⑩前各号の規定のとづいて事実に反する申告が判明したとき。

⑪前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

### 第14条(解約等)

- この取引を解約する場合には、取引店に申し出るものとします。
- この取引が期間満了などによって終了したときは、カードを返すや間に銀行に返済するものとします。

### 第15条(銀行からの相殺)

- 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したものの、または第13条によって返済しなければならないこの契約による債務全額を用いて銀行に対する債務その他の債権と、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができる。
- 前項の取扱いができる場合は、銀行が定期的に返済および所定の手段を省略した(ただし、第1項の書面による通知は省略しないこととする)、借主にわかりやすく金の払出を受け、この債権の返済に充当することができる。
- 前項によって相殺する場合には、借主が債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率に応じては、預金定期預約により1年を365日とし、定期預約解約日により預金定期預約料を支払ふ。

### 第16条(借主からの相殺)

- 借主は、この契約による債務のうち各返済日が到来する債務の銀行に対する債務その他の債権と、その契約による債務全額を用いて銀行に対する債務その他の債権と、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができる。
- 前項によつて相殺する場合には、相殺計算実行する日の7営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証券手形(預金手形)は提出せず押印して直ちに銀行に提出するものとします。
- 第1項によつて相殺をする場合には、預金利子の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率に応じては、預金定期預約により1年を365日とし、定期預約解約日により預金定期預約料を支払ふ。

### 第17条(債務の消滅における順序)

- 銀行がこの取引による債務のうち各返済日が到来する債務の銀行に対する債務その他の債権と、この契約による債務全額を用いて銀行に対する債務のうち各返済日が到来する債務その他の債権と、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができる。
- 前項の取扱いができる場合には、銀行が定期的に返済および所定の手段を省略した(ただし、第1項の書面による通知は省略しないこととする)、借主にわかりやすく金の払出を受け、この債権の返済に充当することができる。
- 前項によって相殺する場合には、借主が債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率に応じては、預金定期預約により1年を365日とし、定期預約解約日により預金定期預約料を支払ふ。

- 第1項ののほか、借主にわかるがままあるときは、銀行は対面で異議を述べ、抵当・担保・保証の代價等について、その債務の返済または借主の債務の履行の停止等に關する旨を記すことを請求するものとします。
- 第2項ののほか、または第3項によって銀行が指定した借主の債務については、その期限が到来したのとします。
- 第3項ののほか、または第4項によって銀行が指定した借主の債務については、その期限が到来したのとします。

### 第17条(賃借の返済における順序)

- 銀行がこの取引による債務のうち各返済日が到来する債務の銀行に対する債務その他の債権と、この契約による債務全額を用いて銀行に対する債務のうち各返済日が到来する債務その他の債権と、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができる。
- 前項によつて相殺する場合には、相殺計算実行する日の7営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証券手形(預金手形)は提出せず押印して直ちに銀行に提出するものとします。
- 第1項によつて相殺をする場合には、預金利子の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率に応じては、預金定期預約により1年を365日とし、定期預約解約日により預金定期預約料を支払ふ。

### 第18条(賃借の返済等の届出)

- 事務・災害・輸送途中のや否を除くない事故等銀行の責めに帰すことのできない事象によって約定期その他の債務が貸失・滅失または損耗した場合には、借主は、銀行の請求によって其等を代りし入れるものとします。

### 第19条(賃借の返済等の届出)

- この契約から生じた債務の執行に関して訴訟の必要性が生じた場合には、借主は銀行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所に訴訟することになります。
- 家庭裁判所の審理により、任意後見監督人の選任がなされた場合、直ちに任意後見監督人の氏名、その他必要な事項を書面によって届出るものとします。
- すでに、補助・後見、後見監督の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合には、前2項と同様に届出るものとします。
- 前3項の届出事項に取消されると變更等が生じた場合にも同様に届出るものとします。
- 前4項の届出の前に生じた損害、および届出を怠つたために借主に生じた損害について、銀行に一切負担をかけないものとします。

6. 本条第1項、第2項、第3項によって銀行が指定した借主の債務については、その期限が到来したのとします。

### 第20条(代わり證書等の差入れ)

- 事務・災害・輸送途中のや否を除くない事故等銀行の責めに帰すことのできない事象によって約定期その他の債務が貸失・滅失または損耗した場合には、借主は、銀行の請求によって其等を代りし入れるものとします。

### 第21条(管轄裁判所についての合意)

- この契約から生じた債務の執行に関して訴訟の必要性が生じた場合には、借主は銀行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所に訴訟することになります。

### 第22条(ロード・ローンの変更)

- この規定は、民法に規定した定期契約に該当し、この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、民法に定める定期契約の変更の規定に基づいて変更されます。
- 前項によつてこの規約の変更(ただし、第7条第4項、5項により利率が変更された場合を除く)は、変更後の規約の内容を、銀行がインテラクティブラウジングの方法で公表し、公表の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

### 第23条(報告および開示)

- 借主は、銀行が借主保全上必要と認めて出した場合には、借主の状況ならびに借主および延滞保証人の利用状況について直ちに報告し、または開示に必要な便益を提供するものとします。
- 借主は、借主の状況ならびに借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

### 第24条(第三者弁済)

- 借主は、第三者による支払済みである場合に、銀行が借主の意思に反しないものとして取扱うことに同意します。

### 第25条(銀行取引約定書の適用)

- 借主が、別に銀行取引約定書を用いて銀行に差し入れている場合、または将來差し入れる場合には、この証書に定めのない事項についてはその各条項を適用できるものとします。

### 【お申らせ】

- 第13条によつて、借主はこの債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行はこの債務の保証会社に対してこの債務全額の返済により履行されることになります。保証会社は借主に代わってこの債務全額を返済することになります。

以上

# プレミアエース規定

私(以下「借主」といいます。)は、株式会社長崎銀行(以下「銀行」といいます。)と当座貸越契約を締結するについて、次の各条項を承諾します。

## 第1条(保証会社の選択)

借主は、銀行が決定した保証会社の保証に基づき借入するものとします。

## 第2条(取引口座の開設等)

1. 借主は本契約に基づくカードローン取引(以下「取引」といいます。)を行うにあたって、この取引専用のカードローン口座(以下「取引口座」といいます。)を開設するものとします。
2. 自動引落方式による返済を希望する場合は、第1項の取引口座のはかに、その返済用口座として借主名義の普通預金口座(以下「返済用口座」といいます。)を指定します。

## 第3条(取引の方法)

1. この取引は当座貸越とし、小切手、手形の振出あるいは受け行わないものとします。
2. この取引は、銀行から借入専用カード(以下「カード」といいます。)が交付されるものとします。この取引は、カードまたは銀行所定の請求書を使用して行なうものとし、当行が認めた場合に限り、借主が、銀行所定の方法による届出により指定した借主名義の普通預金口座(以下「指定口座」といいます。)に当座貸越の代わりに金を入金するうる銀行に依頼し、銀行が指定口座に対して当座貸越代わりに金を入れる方法があります。カードを使用して取引を行なう場合、現金自動支払機または預入支払機(以下「自動支払機」といいます。)の取扱いについては、別に定める「キャッシュカード規定」によるものとします。

## 第4条(貸付限度額)

1. この取引の貸付限度額は、保証会社の保証に基づいて銀行が定めた金額(決定貸付限度額)とし、銀行は申込希望限度額を決定貸付限度額に変更できないものとします。
2. 銀行は、取引の利用状況等により、貸付限度額を増額または減額することができるものとします。この場合、銀行は、借主に対して变更後の貸付限度額および変更日等必要な事項を通知するものとします。
3. 第2項により貸付限度額が決算された場合、銀行から通知があり次第、銀行に貸付限度額を超える金額を支払うものとします。
4. 貸付限度額を超えて当座貸越を行なった場合には本規定が適用されものとし、その場合は銀行から請求があり次第、直ちに貸付限度額を超える額を支払うものとします。

## 第5条(新規貸越の停止)

1. 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合は、契約期限到来前においても銀行は、書面による通知なしに、いつでも新規貸越を停止できるものとします。
  - (1)第13条第1項または第2項の事由があるとき(期限の利益喪失由由)
  - (2)第4項に上り貸付限度額が頭減され、かつ新たな貸付限度額を超える貸残高があるとき。
  - (3)家庭裁判所の審判により、補助・保護・後見が開始されたとき。
  - (4)第19条第1項ないし第4項の届け出を受けたとき。
  - (5)保証会社より新規貸越停止または貸付限度額の制限の申出を受けたとき。
  - (6)銀行はまた保証会社が借主に対して債務全般を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたとき。
  - (7)金融債務の変化、その他相当の事由があるとき。
2. 当座貸越の新規取引が停止されている間も、返済は第9条(約定返済預金)及び第10条(返済方法)の定めにより行なわれるものとします。ただし、貸付限度額が停止された場合に、利息を失った債務については一括で返済するものとします。

## 第6条(契約期間)

1. この契約の期間は、この契約を開始した月から1年後の応當月の末までとします。ただし、借主の信用状況に関する銀行の審査により銀行及び保証会社が認めた場合、さらに1年間の期間を更新し、以後も同様とします。
2. 第1項に開示すべし、この契約について、原則として満了5年(九州カード併用枠は満7年)の歴年生の末日以降借入を行わないものとし、75歳(九州カード併用枠は170歳)の最終契約期間を超過して契約期間の延長は行わないものとします。銀行及び保証会社が認めた場合はこの限りではないとのとします。
3. この契約が新規貸越状態になった場合は、銀行はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、銀行は借主に對し書面にて通知するものとします。
4. 契約終了年以上、一般も貸付が発生しなかった場合は、銀行はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、銀行は借主に對し書面にて通知するものとします。
5. 期限到来前二年の契約を解消する場合、または前2回より銀行がこの契約を解約し貸越元利金がある場合には、貸残元金および利息(損害金を含む。)の全額を即時に返済するものとします。

## 第7条(貸越金利、保証料、損害金)

1. この取引の貸付利率は、銀行所定の貸付利率とします。保証会社所定の保証料は貸越金利に含まれるものとし、銀行が通常より保証会社に支払るものとします。貸越金利の支払いを遮断した場合には、当該保証料は銀行が代わって保証会社に支払うものとします。
2. 銀行は、銀行所定の基準により、一般に適用される貸付利率を借主に対して優遇し変更することができるものとします。また、借主に対して貸付利率を優遇した場合には銀行は借主に通知することないでそのままの優遇を中止または優遇を変更することができるものとします。
3. 第1条による貸付限度額が増額された場合には、流れ金もしくは増額時の融資残元金の貸付利率および流れ金もしくは増額後の新たな貸付についての貸付利率が上り流れ金もしくは下り流れ金があることをあらかじめ記載します。この場合、新ト新利率に依る借主に対して通知するものとします。
4. 固定金利型の貸付利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行において一般に行なわれる程度のものと変更ができるものとします。変更にあたるかじめ銀行の本店に掲示するものとします。
5. 貸越金利(保證料を含む。)は、付利単位100円とし、毎月の約定返済日(毎月15日とするただし、銀行の休日の場合は翌営業日。以下「約定日」といいます。)前日までの貸越金利は銀行所定の方法により当座貸越残高に組み入れられるものとします。
6. 貸越元利金の返済を遮断した場合の損害金の利率は、元金に対して年14%(年365日の日割計算)とします。ただし、貸付利率が年1%を超える場合は貸付利率(年365日の日割計算)をもって適用利率とします。

## 第8条(費用の支払)

- この各項目に掲げる費用は、借主が負担するものとし、自動引落方式を選択した場合は、約定日にかかわらず普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書によらず、返済用預金口座から引き落しとのうえ、支払いにあてることに同意します。
- 印紙代。
- 公正証書作成に要した費用。
- 簡易書式支払手帳に要した費用。
- 送達費用等の法的措置に要した費用。
- その他借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

## 第9条(約定返済預金額)

- 約定日に約定返済金を返済するものとします。約定返済金は前月約定返済後の貸越残高に応じて下記のとおりとします。

前月約定返済後の 貸越残高	20万円以下	20万円超 50万円以下	50万円超 150万円以下	150万円超 200万円以下	200万円超 300万円以下
約定返済金	5千円	1万円	2万円	3万円	4万円
前月約定返済後の 貸越残高	300万円超 400万円以下	400万円超 500万円以下	500万円超 600万円以下	600万円超 700万円以下	700万円超 800万円以下
約定返済金	5万円	6万円	7万円	8万円	9万円

2. 第1項にかかわらず、当座貸越残高と貸越金利の合計額が約定返済金に満たない場合はその合計額で返済するものとします。
3. 任意返済等により約定返済金よりも貸越金利が大きい場合は第1項の約定返済金を超えて貸越金利を返済するものとします。
4. 約定返済金の返済が遮断した場合は、約定返済元利金に第7条第6項で算出した損害金を加算した金額を返済するものとします。
5. 約定返済金の返済が遮断している場合は、新たな貸越はできないものとします。

## 第10条(返済方法)

### 1. ATM返済方式の場合

当行および提携している金融機関のATMによりカードにて直接返済する方法。この方法による場合、前月約定返済の翌日から約定返済日の前日までに、第9条(約定返済預金)に定める約定返済金を支拂返済するものとします。ただし、次回の約定返済額に1,000円未満の端数が含まれる場合および全額返済や利息を精算する場合は、当行窓口にて返済するものとします。

### 2. 自動引落方式の場合

- (1)銀行における借主名義の普通預金口座(総合口座を含む。)を返済用預金口座として自動引落しにより返済する方法。この方法による場合、銀行は約定日に普通預金・総合口座通帳及び同払戻請求書によらず、返済用預金口座から引き落しのうえ、毎回の返済にてあるものとします。
- (2)万一千円以下返済用預金口座に返済金の預入が遮断した場合には、銀行は預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。

(3)その他銀行が認める方法。

## 第11条(任意返済)

1. 第9条による約定返済のほか、借主は隨時に任意の金額を返済できるものとします。
2. 第1項の任意返済は、第10条第2項の自動引落によらず、カード、返済用預金口座通帳、自動支払機等を用いて取引窓口に直接入金することにより行なうものとします。

## 第12条(反社会的勢力の排除)

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくてから5年を経過しない者、暴力團準構成員、暴力團団員

企業、総会屋等、社会運動等標榜する者は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力團員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓ひたいとします。

- ①暴力団員等が經營に支配していると認められる關係を有すること。
- ②暴力団員等が經營に實質的に開設していると認められる關係を有すること。
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる關係を有すること。
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係をしていると認められる關係を有すること。
- ⑤役員または社員に該当する者のうち、他の者に該当する者のいすれかに該当しないと、または第2項各号のいずれかに該当する行為をして、または第1項の規定にむづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私の取引を継続することが不適切である場合には、全部の手形について、貢行の請求によって手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。この債務を履行するまでは、貢行は手形所持人としていつまでも権利を行使することができます。

2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを誓ひたいとします。
- ①暴力的な要求行為。
- ②法的な責任を根拠とした不当な要求行為。
- ③取引に因して、脅迫的・威嚇的・恫嚇的または暴力を用いる行為。
- ④取引を流布し、説教を利用または威力を以て銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。
- ⑤その他の前各号に準する行為。

3. 手形の割引を受けた場合、借主が暴力団員等と社會的に行方を失っている者に該当する場合は、手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。この債務を履行するまでは、貢行は手形所持人としていつまでも権利を行用することができます。
4. 前項または第13条第2項第4号の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、貢行になんらの請求をしません。また、貢行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。
6. 上記第1項から第5項までの条項は、借主がすでに貢行と取り交わしている融資契約にも同じく適用されるものとします。

## 第13条(期限前の全額返済義務)

1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行からの通知、催告がなくともこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- (1)返済用預金と翌月の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
- (2)住所変更の届出を怠ったなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明になつたとき。
- (3)返却差、仮差、差引差額、差引分、差金等が銀行の手元に受け取られたとき、支払の申立又は調停(特定調停を含む)の申立てを行なつたときまたは保全金を含む手帳に青筋(青い線)が書き込まれたとき。

- (4)借主が会員登録情報を変更したとき。
- (5)借主が手形交換所の取引停止分を含むとき。
- (6)保証会社から保証の申立、または繰りの申出があつたとき。
- (7)相続の契約があつたとき。

2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- (1)銀行が債務の一つでも期限に遅延したとき。
- (2)銀行に銀行の取引約定の一つでも期限に遅延したとき。
- (3)申込書類事務箇所において事実に反する申告が判明したとき。
- (4)暴力団員等(以下「暴力團員等」といいます。)が該当しないと、または第2項各号のいずれかに該当する行為をなす、または同条第1項の規定にむづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (5)前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む。)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

## 第14条(解約等)

1. この契約を解約する場合には、取引店に申し込むものとします。
2. この契約が期満したときに「終了」とは、カードを速やかに銀行に返済するものとします。

## 第15条(銀行からの相殺)

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または第13条によって返済しなければならないこの契約による債務金額と借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期間のいかんにかわらず相殺することができる。この場合債務により該当するものとします。

2. 第1項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略(ただし、第1項の書面による通知は省略しないこととする。)借主にかかる預け金の払出を受け、この債権の返済に充当することができるものとします。

3. 前2項により相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限到来前の預金等の利は期限前解約利率により1年を365日とし、日割で計算します。

## 第16条(借主からの相殺)

1. 借主は、この契約による債務のうちの債務との相殺ができるとすると、銀行が債務金額と借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期間のいかんにかわらず相殺することができる。

2. 第1項によって相殺する場合には、相殺計算を実行する日の営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の債務の督促書(返済)は出印を押して直ちに銀行に提出するものとします。

3. 第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の利率については預金規定等の定めによります。

## 第17条(債務の返済にあてる順序)

1. 銀行は、この契約による債務と他の債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の由由により、どの債務との相殺であるかを指すことができるとき、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

2. 借主が返済または相殺をする場合には、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、この契約に定めに沿うべき順序で、借主はどの債務の返済または相殺であるかを指すことができる。なお、借主がどこの債務の返済または相殺であるかをあらかじめ銀行に指定しなかつたときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

3. 借主の債務において一つでも返済の遅滞が生じている場合などにおいて、第2項の借主の債務の定めにより債権債務全額が支拂われたときは、銀行は通常ならず異議を述べないものとします。

4. 第2項の債務においては、銀行が一切負担をかけないものとします。

## 第18条(届出事項の変更・通帳の再発行等)

1. カード返済用預金口座通帳や届出印を失ったとき、または印鑑・氏名・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によれば取扱店に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。

2. 第1項の届出が失つたために、銀行からなされた通知または届けられた書類などが破滅し、または到着しなかつた場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。

3. カード返済用預金口座通帳または届出印を失った場合のこの取引の解約または通帳等の再発行は、銀行所定の手続きをした後に行ないます。

## 第19条(成年後見人の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保護・後見が開始された場合、直ちに成年後見人等の氏名、その他必要な事項を書面によれば届け出るものとします。

2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合、直ちに任意後見監督人の氏名、その他必要な事項を書面によれば届け出るものとします。

3. すでに補助・保護・後見、又は開始する監護を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前項と同様に届出るものとします。

4. 前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届出るものとします。

5. 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行に一切負担をかけないものとします。

## 第20条(代わり証書等の差入れ)

1. 事变・災害・政治情勢のやむをえない事故等銀行の責めに帰すことができない事情によって約定書等の他書類が紛失または盗難の際に発生した場合には、借主は、銀行の請求によって返済等の差入れるものとします。

## 第21条(着替裁判所についての合意)

1. この契約が生じる権利義務に關して訴訟の必要性が生じた場合には、借主は銀行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所を着替裁判所とすることに合意します。

## 第22条(約定の変更)

1. この契約の内容を変更する場合(ただし、第7条第4項により利率が変更された場合を除く。)には、銀行は変更内容及び変更日とともに書面にて取引を行なうものとします。この場合、変更日以降は変更後の内容にて取引を行なうものとします。

## 第23条(銀行および保証人)

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また監査にて必要な便益を提供するものとします。

2. 借主は、担保の状況、または債務人(被保証人)の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるとき、銀行に報告するものとします。

## 第24条(銀行取引約定書の適用)

1. 借主が、別途、銀行取引約定書を銀行に交付し入れている場合、または将来差し入れる場合には、この証書に定めのない事項については他の各項を適用できるものとします。